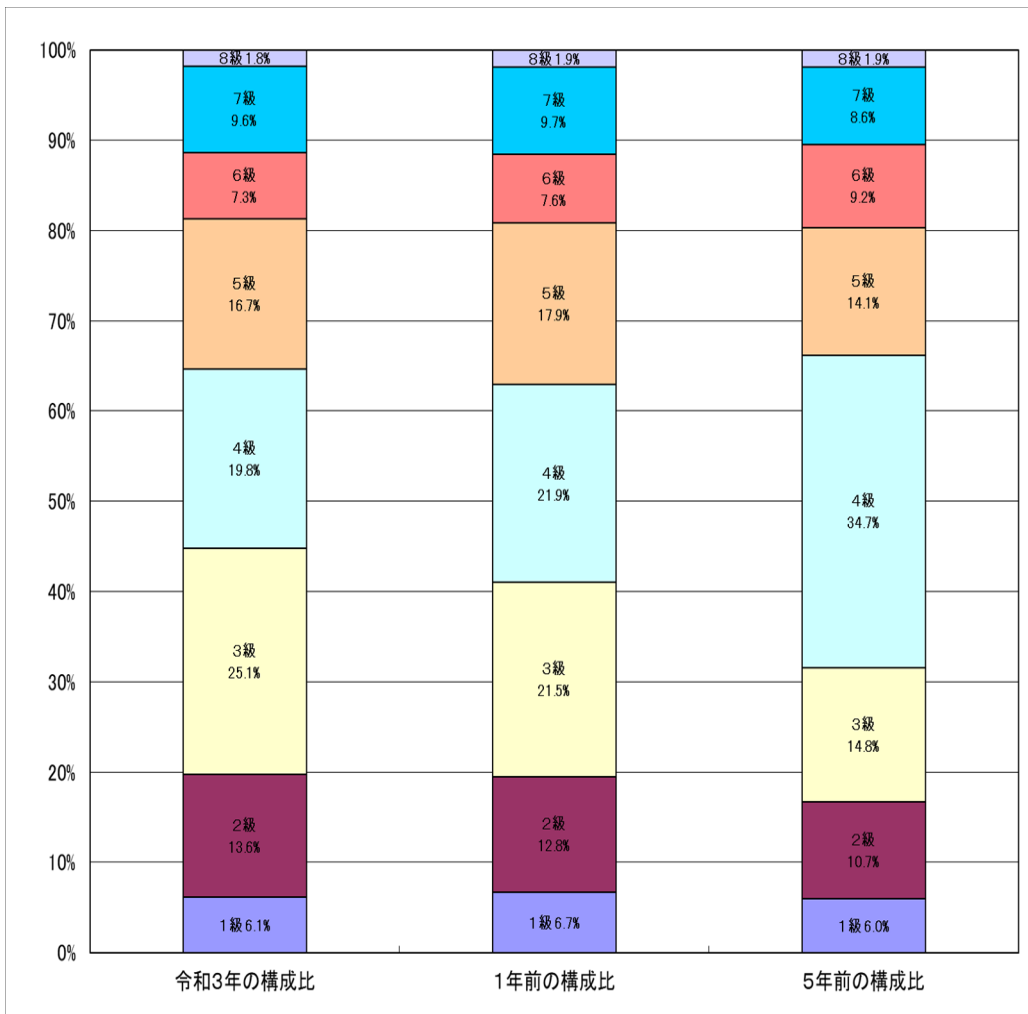


### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

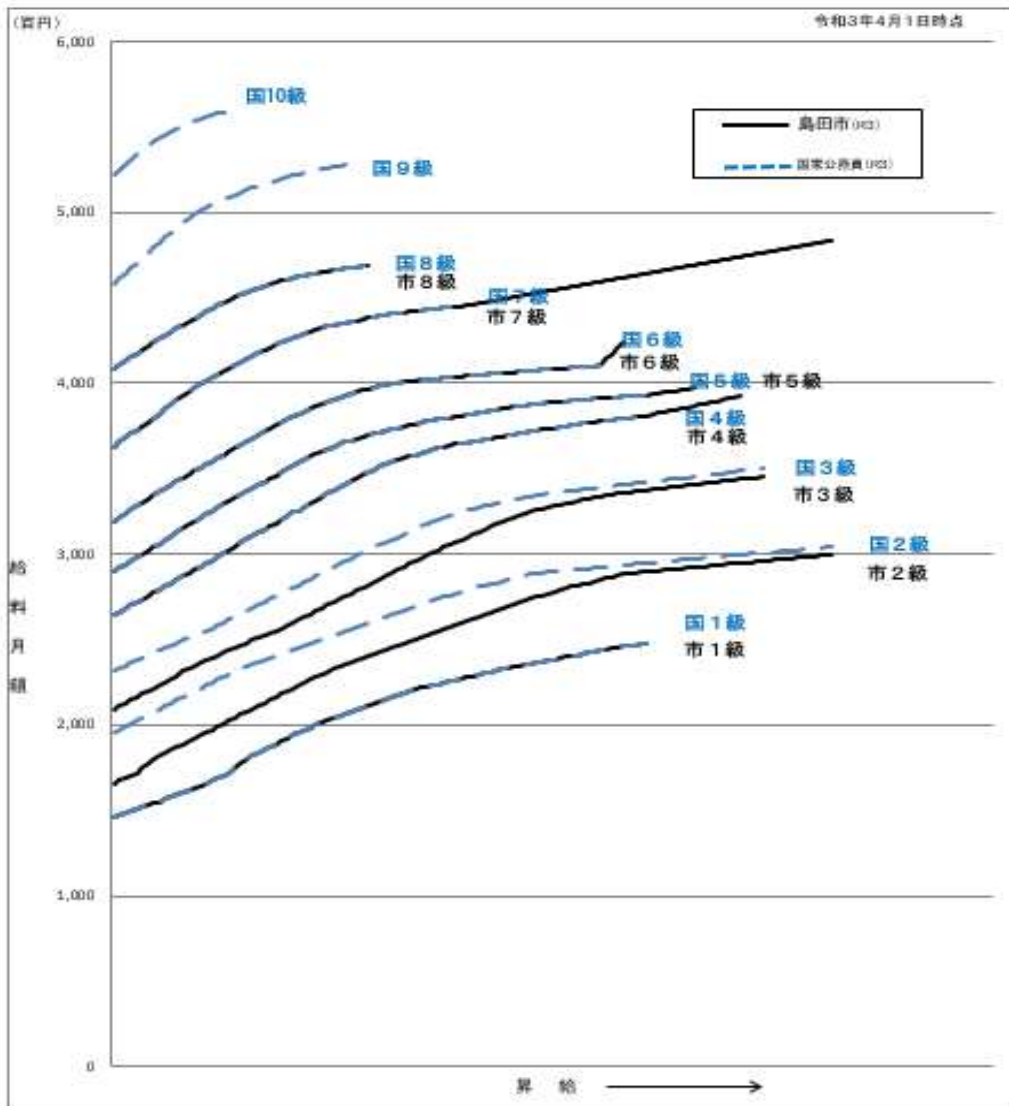
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員、技術員の職務又はこれと同程度の職務(保育士、栄養士、学芸員など)	30人	6.1%	146,100円	247,600円
2級	書記、技手の職務又はこれと同程度の職務(相当な知識経験を必要とする保育士、栄養士、学芸員など)	67人	13.6%	165,900円	299,500円
3級	主事、技師の職務又はこれと同程度の職務(高度の知識経験に基づいて困難な業務を行う保育士、栄養士、学芸員など)	123人	25.1%	209,400円	345,100円
4級	主査、主任技師の職務又はこれと同程度の職責の職務(主任保育士、主任栄養士、主任学芸員、副作業長など)	97人	19.8%	264,200円	392,200円
5級	係長の職務又はこれと同程度の職責の職務(保育園園長、センター長、作業長など)	82人	16.7%	289,700円	397,000円
6級	課長補佐の職務又はこれと同程度の困難な職務(次長、局長補佐など)	36人	7.3%	319,200円	424,000円
7級	課長の職務又はこれと同程度の困難な職務(局長、参事、技監、会計管理者など)	47人	9.6%	362,900円	483,300円
8級	部長の職務又はこれと同程度の困難な職務(理事、議会事務局長、支所長など)	9人	1.8%	408,100円	468,600円

- (注) 1 島田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職 (一)) (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(島田市)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○		○	○
標準に加え、上位の区分も適用		○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				